

こども青少年・教育委員会
平成 26 年 9 月 11 日
こども青少年局

横浜市
中期 4 か年計画
2014～2017

～人も企業も輝く横浜へ～

(素案)

(こども青少年局 抜き刷り版)

平成 26 年 9 月
こども青少年局

目次

IV 基本政策…………… (冊子 36 頁)

No.	施策名	頁
1	女性が働きやすく、活躍できるまち	2 (冊子 40 頁)
3	生まれる前から乳幼児期の子育て家庭支援の充実	4 (冊子 44 頁)
4	未就学期から学齢期までの子ども・子育て支援	6 (冊子 46 頁)
5	子ども・若者を社会全体で育むまち	10 (冊子 50 頁)
6	児童虐待・DV被害の防止と社会的養護体制の充実	12 (冊子 52 頁)
12	暮らしを支えるセーフティネットの確保	14 (冊子 66 頁)
14	障害児・者福祉の充実	16 (冊子 70 頁)

V 行財政運営…………… (冊子 122 頁)

財政運営…………… (冊子 138 頁)

No.		頁
3	財政基盤の強化 ～財源の安定的な確保～	18 (冊子 146 頁)

施策 1

女性が働きやすく、活躍できるまち

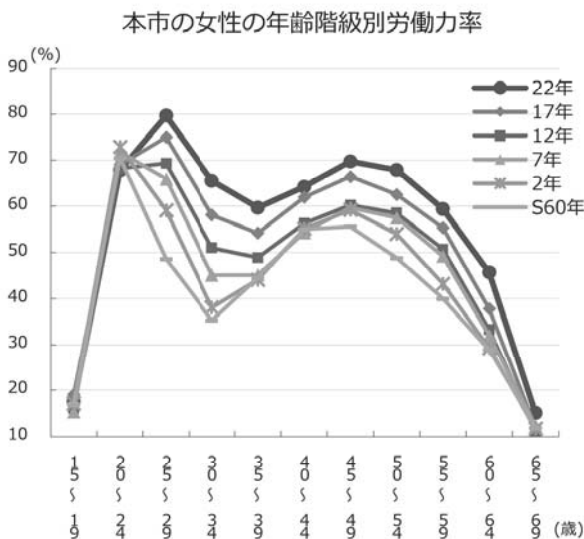
◆**施策の目標・方向性**

- ・ライフスタイルにあわせた多様な働き方の実現に向け、**女性起業家への支援の充実や、産学連携等による再就職支援、キャリア形成の機会の提供等**を行うとともに、地域における社会参加を促進します。
- ・男女がともに働きやすく、仕事と子育て・家庭生活等が両立できるよう、女性が働きやすい環境づくりの推進や啓発活動等により、引き続き、**ワーク・ライフ・バランスを推進**します。
- ・子育て支援や仕事と家庭の両立支援、女性の再就職支援や起業支援などにより、**日本一女性が働きやすい働きがいのある都市の実現**を目指します。

◆**現状と課題**

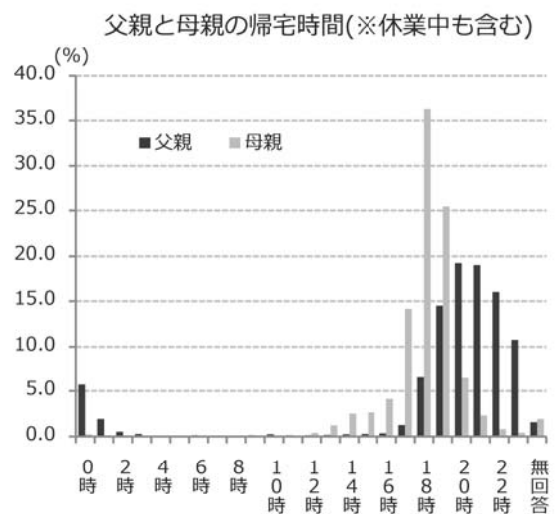
- ・生産年齢人口が減少する中、**男女共同参画の推進や女性の起業・就労支援、国際会議等での女性の社会進出の重要性の発信**などに取り組んできましたが、都市の活力の低下を防ぐためには、さらなる取組が不可欠です。
- ・本市の女性の労働力率は、**子育て世代である30～44歳で低くなる傾向**が続いています。また、男性が家事・育児に十分に関われない状況がある中、**男女がともに働きやすく、仕事と子育て・家庭生活が両立できるような環境づくり**等に取り組むことが必要です。
- ・豊かで持続可能な経済成長には、あらゆる分野における女性の活躍が不可欠ですが、ビジネス界における女性のリーダー層や経営者が占める割合は未だに低く、女性の力が十分にいかせていないのが現状です。

女性の労働力率は増加傾向にあるが、30～40代が落ち込むM字カーブを描く



(資料：国勢調査)

父親の帰宅時間は母親に比べ遅いため、家事・育児に十分に関われない状況



(資料：25年未就学児童の保育等に関する現状及び保護者ニーズ調査)

◆指標

	指標	直近の現状値	目標値 (29年度末)	所管局
1	市内事業所の管理職（課長級以上）に占める女性の割合	13.5%(25年度)	22% 〔32年までに30%を目指します〕	市民局
2	女性起業家支援による創業件数	109件(22~25年度累計)	135件(4か年累計)	経済局、市民局

◆主な取組（事業）

1	女性のキャリア形成やネットワークづくりの推進	所管局	市民局
<p>「働く女性応援プログラム」として、各界で活躍するトップリーダーによる働く女性を対象としたネットワーク会議や、企業間のネットワーク構築の支援、学生を対象にしたキャリアデザインセミナーの実施等、女性のキャリア形成やネットワークづくりを推進します。</p>			
想定事業量	「働く女性応援プログラム」に基づくセミナー等実施 40回(4か年) 【直近の現状値】25年度:15回/年	計画上の見込額	0.2億円
2	【新規】女性の起業と起業後の成長支援	所管局	経済局、市民局
<p>「F-SUS よこはま」の機能拡充や、トライアルスペースの整備によるテストマーケティングの機会の提供、男女共同参画センターで実施している「起業家たまご塾」など、女性起業家の成長促進により、生活に密着した分野等での新たな市場を開拓し、女性の多様な働き方を支援します。</p>			
想定事業量	起業・経営相談件数 4,590件(4か年) 【直近の現状値】25年度:1,068件/年	計画上の見込額	1億円
3	【新規】女性の就労支援	所管局	経済局、市民局
<p>求職者の就労支援のため、市民向け総合案内窓口を設置し、市内就労支援施設等の案内を行うとともに、個々の必要性に応じた個別相談や、女性・若者を対象としたインターンシップを柱とする就労支援を実施します。 また、男女共同参画センターによる、若年女性無業者等への就労等の支援や、女性の再就職支援にむけた調査等の実施により支援の充実を図ります。</p>			
想定事業量	①「横浜で働こう」推進事業による女性の就労相談延べ人数 2,000人(4か年) ②男女共同参画センターでの就労支援講座参加者数 8,000人(4か年) 【直近の現状値】25年度:①340人/年 ②1,957人/年	計画上の見込額	2億円
4	【新規】女性の就業継続等に取り組む企業への支援	所管局	経済局、市民局
<p>女性活用を積極的に考える中小企業に対する支援を実施するとともに、女性が活躍し、男女がともに働きやすく子育てや介護がしやすい職場づくりを進める中小企業を認定・表彰する「よこはまグッドバランス賞」を継続して実施し、取組事例を広く周知します。</p>			
想定事業量	①中小企業女性活用推進事業等を活用した企業数 48社(4か年) ②よこはまグッドバランス賞認定事業所数 158事業所(4か年) 【直近の現状値】25年度:①— ②32事業所/年	計画上の見込額	0.4億円
5	【新規】男女ともに働きやすく子育てしやすい環境づくり	所管局	こども青少年局【区】
<p>仕事と子育て等の両立を実現できるよう、企業・市民に向けた働き方の見直しやワーク・ライフ・バランスの普及啓発を図ります。父親に向けた家事・育児支援や、多世代が子育てに関わるための支援の他、将来の子育て世代に向けた情報提供を行います。</p>			
想定事業量	①企業向け研修等の実施 6回/年 ②市民向け講座等の実施 各区で実施 【直近の現状値】25年度:①5回/年 ②15回/年	計画上の見込額	0.5億円

施策3

生まれる前から乳幼児期の子育て家庭支援の充実

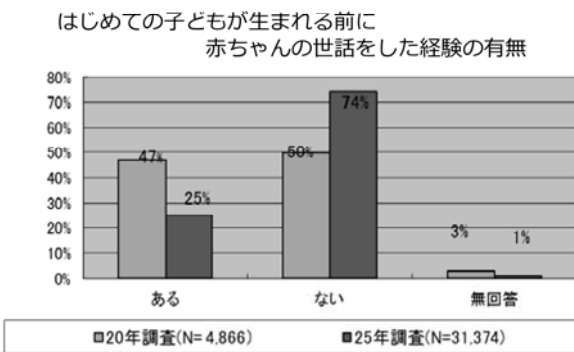
◆**施策の目標・方向性**

- ・妊娠中から産後の不安定な時期に必要な支援が受けられ、安心して子どもを産み育てられるよう、相談体制や母子保健の充実を図り**妊娠期から乳幼児期までの途切れのない育児支援**に取り組みます。
- ・子育て中の不安感・負担感の軽減や家庭における子どもの健やかな育ちを支えるため、引き続き、**地域子育て支援の場や機会の提供**を進めるとともに、**子育て支援に関わる人材の育成、子育て支援活動や団体のネットワークづくり、子育て支援に関する情報提供や相談の充実**を図ります。

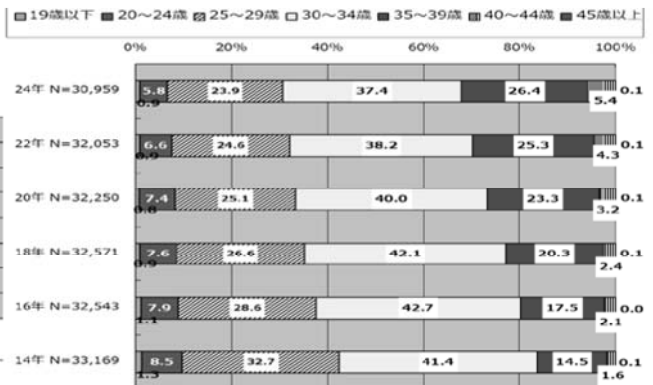
◆**現状と課題**

- ・平成23年以降、出生数は32,000人を下回り、少子化が徐々に進んでいます。
- ・小さな子どもの世話をする経験のないまま、親になるという人も多く、妊娠中や、出産後半年くらいまでの間に、子育てに不安を感じたり、自信が持てなくなる人の割合が増えています。また、出生時の母親の年齢が高齢化し、体力回復が遅れがちになる中、家族等からの産後の支援を受けにくくなってきており、**妊娠時から産後の母子の状況把握と支援**が課題となっています。
- ・家族のあり方が多様化する中で、子育て家庭のニーズも多様化しており、様々なニーズに対応していくためには、**子育て支援に関する情報提供や子育て支援に関わる関係機関、団体、活動者間のさらなるネットワークづくり、担い手の育成等**が必要です。

①赤ちゃんの世話をした経験がないまま、親になる人が増加

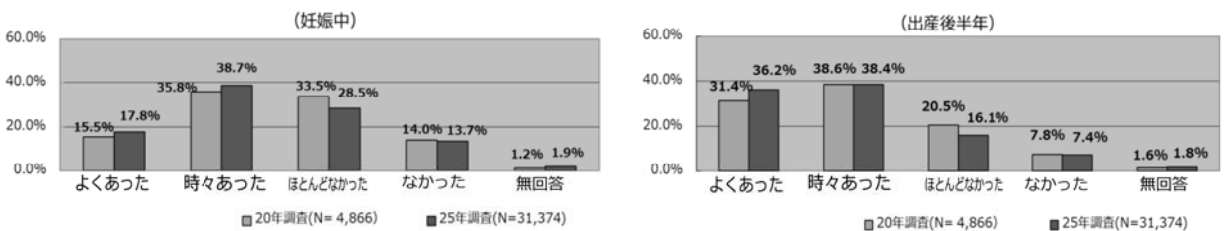


②母の出生時平均年齢は上昇傾向のまま推移



(資料②：横浜市保健統計年報)

③妊娠中や出産後半年内に、子育てについて、不安を感じたり自信がもてなくなる母親が増加



(資料①③：25年 未就学児童の保育等に関する現状及び保護者ニーズ調査)

◆指標

	指標	直近の現状値	目標値 (29年度末)	所管局
1	妊娠届出者に対する面接を行った割合	91.5%(25年度)	95%	こども青少年局
2	第1子出生数に対する 新生児訪問を行った割合	79.9%(25年度)	95%	こども青少年局
3	「地域子育て支援の場 ^{※1} 」の 延べ利用者数	37,527人/月 (25年度)	精査中 ^{※2}	こども青少年局

※1 週3日以上開設のもの

※2 目標値は精査中であり、今後、26年度に策定する「横浜市子ども・子育て支援事業計画」(仮称)の検討にあわせて設定します。

◆主な取組(事業)

1	【新規】妊娠・出産に関する相談支援	所管局	こども青少年局【区】
<p>母子ともに安全・安心な出産を迎えるため、妊婦健康診査の費用助成や、妊婦歯科健康診査等を実施するとともに、受診勧奨に取り組みます。</p> <p>また、安心して子どもを産み育てられるよう、妊娠・出産に関する正しい知識の普及啓発を行うとともに、妊娠届出者に対する面接や女性のための健康相談の実施、不妊や不育に関する相談支援の拡充や、<u>予期せぬ妊娠等にかかわる問題を気軽に相談できるよう「妊娠SOS相談窓口(仮称)」を設置します。</u></p>			
想定 事業量	①妊婦健康診査への助成 1,497,077回(4か年) ②特定不妊治療費の助成 24,000件(4か年) 【直近の現状値】25年度:①372,490回/年 ②5,667件/年	計画上の 見込額	135億円
2	【新規】出産後から乳幼児期の支援	所管局	こども青少年局【区】
<p>保健師等の専門職による初めて(第1子)の子どもを生み育てる養育者等の家庭訪問や、民生委員・児童委員などの地域の訪問員による家庭訪問を充実し、親子が孤立することなく安心して育児ができるよう支援します。</p> <p>また、産前産後の心身の負担や育児不安の生じやすい時期にヘルパーを派遣し子育て家庭を支援するほか、<u>産後母子にショートステイやデイケアを提供するなど、育児不安の早期解消や児童虐待の未然防止に取り組みます。</u>さらに、育児に影響を及ぼす産後うつを早期に発見し、支援につなぐ仕組みを作ります。</p>			
想定 事業量	①第1子に対する新生児訪問件数 13,500件/年 ②産後母子ショートステイ、デイケア利用者数 1,390人/年 【直近の現状値】25年度:①12,628件/年 ②89人/年	計画上の 見込額	19億円
3	【新規】地域における子育て支援の場や機会の充実	所管局	こども青少年局【区】
<p>子育て中の親子等が気軽に利用できる親子の居場所を充実するとともに、子育てを地域全体で支援する地域力を創出するため、地域子育て支援拠点が中心となり、子育て支援に取り組む団体等のネットワークの活性化や、地域子育て支援に必要な人材を育成します。</p> <p>地域子育て支援拠点では、養育者が状況にあわせて、子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、個別に支援を行う利用者支援にも取り組みます。</p>			
想定 事業量	①利用者支援を実施する地域子育て支援拠点の数 精査中 [※] ②親と子のつどいの広場事業 精査中 [※] ※26年度に策定する「横浜市子ども・子育て支援事業計画」(仮称)の検討にあわせて設定します。 【直近の現状値】25年度:①— ②47か所(累計)	計画上の 見込額	—

地域の子育てつながり事業(港北区)

港北区では、子育て不安の解消や地域での身近な子育て支援を行うため、区内の保育所を活用した様々な育児支援事業を実施しています。

公立・私立保育所合同の育児講座「わくわく子育て広場」「ミニわく広場」や、子育て中の世帯が外出しやすい環境を整えるため、子育て中の保護者にオムツの交換や授乳場所として保育所を開放する「にこここベーステーション」、保育所での0歳児の育児相談や保護者同士が交流できる「赤ちゃんサロン」など、保育所の施設や専門知識・技術を活用してきめ細かい子育て支援を実施しています。



わくわく子育て広場の様子

施策 4

未就学期から学齢期までの子ども・子育て支援

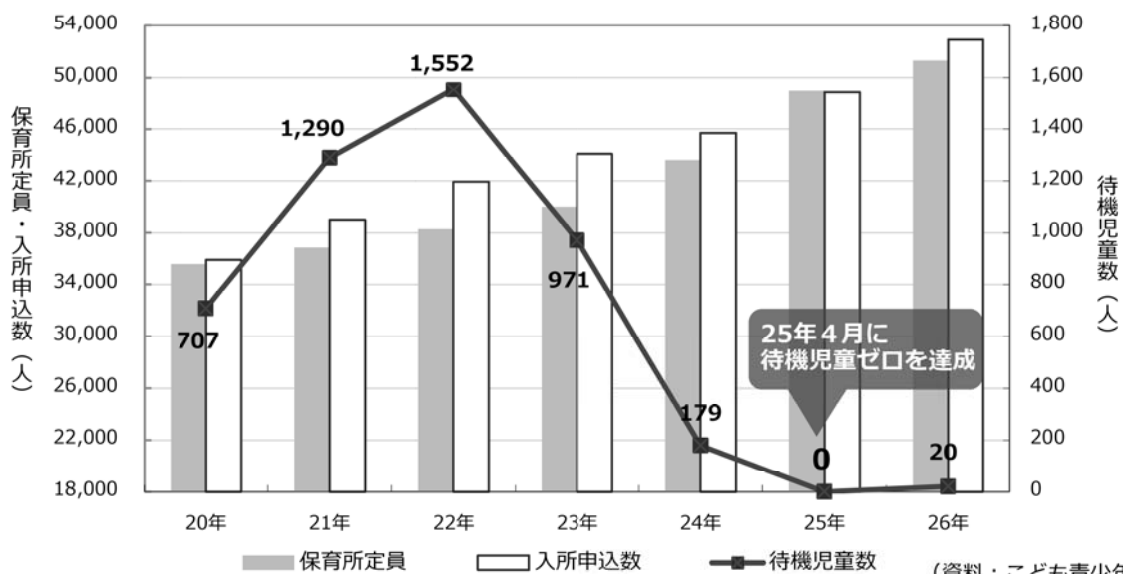
◆施策の目標・方向性

- ・ 保育所待機児童ゼロを継続するとともに、平成 27 年度に施行予定の子ども・子育て支援新制度を踏まえ、**保育・教育の質の向上**に取り組めます。
- ・ 幼児期の教育と小学校教育が連続性・一貫性をもって接続できるよう、**幼稚園・保育所・小学校・関係機関の一層の連携**を図ります。
- ・ 小学校入学を機に、仕事と育児の両立が難しくなる、いわゆる「小1の壁」をなくすため、**学齢期の留守家庭児童への対応**を一層進めます。

◆現状と課題

- ・ 女性の社会進出や就労意欲の高まりにより、**保育所の入所申込数は増加**しています。
- ・ 短時間の就業を希望する保護者への対応など、就労形態や就労の有無に関わらず利用できる**多様なニーズに対応した保育を充実**する必要があります。
- ・ 幼稚園や保育所等から小学校へ入学する際、園での幼児期にふさわしい生活から新しい環境である小学校生活にうまく適合できず、不安になる児童がいます。安心して小学校生活をスタートできるように、**幼稚園・保育所・小学校のさらなる連携が必要**です。
- ・ 保育の量的拡大が図られる中、29 年度末には全国で保育士が約 74,000 人不足することが見込まれており、本市においても必要となる**保育士の確保が重要な課題**です。
- ・ 小学校の放課後においては、全ての子どもたちが参加できる「遊び・異学年交流の場」を提供していますが、**増加する留守家庭児童への対応として、居場所の充実**が求められています。
- ・ 子ども・子育て支援新制度へ円滑に移行するため、事業計画の策定等、適切な準備を進めるとともに、施行後は、新制度の下、様々な取組により、**切れ目のない総合的な子ども・子育て支援を推進**することが求められています。
- ・ 医療費の自己負担額を助成する小児医療費助成制度のあり方について検討が必要です。

保育所の入所申込数は年々増加



◆指標

	指標	直近の現状値	目標値 (29年度末)	所管局
1	保育所待機児童数	20人(26年4月)	0人(30年4月)	こども青少年局
2	幼稚園・保育所と小学校との円滑な接続のためのカリキュラムの実施率	47.1%(25年度)	60%	こども青少年局
3	放課後19時までの居場所づくり ①放課後キッズクラブの整備率 ②必要な分割・移転を終えた放課後児童クラブの割合	①26.0% ②8.0% (25年度)	①72% ②63%	こども青少年局

◆主な取組(事業)

1	保育・教育基盤の確保	所管局	こども青少年局【区】
<p>全ての子どもに乳幼児期の保育・教育を保障するため、保育所・幼保連携型認定こども園・小規模保育等の整備など、引き続き、待機児童対策を進めるとともに、保育所、幼稚園など保育・教育基盤の安定的な確保に取り組みます。</p>			
想定事業量	保育・教育に関する施設・事業の定員 精査中※ ※26年度に策定する「横浜市子ども・子育て支援事業計画」(仮称)の検討にあわせて設定します。 【直近の現状値】26年4月1日(②は26年5月1日):定員数 ①認可保育所 51,306人/年 ②幼稚園 63,131人/年 ③横浜保育室 5,028人/年 ④家庭保育福祉員 216人/年 ⑤家庭的保育事業 378人/年	計画上の見込額	—

2	多様な保育・教育の提供	所管局	こども青少年局【区】
<p>養育者の多様な働き方への対応や子育てに対する不安感・負担感の軽減等を図るため一時預かりなど多様な保育と教育の場を提供するとともに、養育者の様々なニーズと保育・教育の適切な利用を結びつけるため、保育コンシェルジュ等による支援を充実します。また、障害児や発達障害児等、特性や成長にあわせた支援を行います。</p>			
想定事業量	①一時保育等実施施設数 精査中※ ②病児保育事業実施箇所数 精査中※ ※26年度に策定する「横浜市子ども・子育て支援事業計画」(仮称)の検討にあわせて設定します。 【直近の現状値】26年4月1日: ①657施設(累計)(内訳・保育所(公立・民間・認定こども園)361施設・幼稚園154施設・横浜保育室124施設・乳幼児一時預かり事業18施設) ②16か所	計画上の見込額	—

3	保育・教育を担う人材の確保及び質の向上	所管局	こども青少年局、 教育委員会事務局【区】
<p>乳幼児期からの育ちと学びの連続性を踏まえた保育・教育を進めるため、保育士・教諭の専門性を高める人材育成研修の充実や、保育資源ネットワークの構築、自己評価・外部評価に取り組むとともに、引き続き、幼稚園・保育所・小学校との円滑な接続が図られるよう、「横浜版接続期カリキュラム」の改定を実施するなど取組を充実します。また、就職面接会や宿舍借上げ支援などを行い人材の確保に取り組むとともに、処遇改善を進めます。</p>			
想定事業量	保育所職員の研修参加者数 123,000人(4か年) 【直近の現状値】25年度:27,235人/年	計画上の見込額	601億円

4	留守家庭児童のための放課後の居場所づくり	所管局	こども青少年局【区】
<p>全ての子どもたちに豊かな放課後を過ごせる場所と機会を提供するとともに、増加する留守家庭の子どもたちの居場所を充実させるため、全ての小学校で、はまっこふれあいスクールから、放課後キッズクラブへの転換を進めるとともに、放課後児童クラブの耐震化や面積確保等のための分割・移転を進めます。</p>			
想定事業量	①はまっこふれあいスクールの放課後キッズクラブへの転換 247か所(累計) ②放課後児童クラブの新制度移行支援(分割・移転支援)90か所(4か年) 【直近の現状値】25年度:①89か所(累計) ②12か所/年	計画上の見込額	173億円

～子ども・子育て支援新制度がスタート！～

一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会を目指して、平成24年8月に子ども・子育て関連3法^{*}が成立しました。これらの法律に基づき、27年4月から「子ども・子育て支援新制度」が全国的にスタートする予定です。

新制度は、保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本認識のもとに、幼児期の教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進することを目指した制度です。

◆子ども・子育て関連3法とは・・・

- ①子ども・子育て支援法
- ②認定こども園法の一部を改正する法律
- ③関係法律の整備等に関する法律

この3つの法律を総称して「子ども・子育て関連3法（さんぼう）」と呼んでいます。

<子ども・子育てをめぐる現状と課題>

- 急速な少子化の進行
- 核家族化や高齢化、また地域での人間関係の希薄化などによる子育ての孤立感と負担感の増加
- 都市部を中心に保育所に入れない深刻な待機児童問題 …など

こうした子ども・子育てをめぐる現状と課題を踏まえ、新制度により「子どもの最善の利益」が実現される社会にしていくために、今までの制度を見直し、新たな制度をスタートさせます。

<新制度の概要>

●幼児期の教育・保育を「個人への給付」として保障

幼稚園等での幼児教育と、保育が必要な子どもへの保育を、個人の権利として保障する観点から、認定こども園、幼稚園、保育所、小規模保育等の施設等を利用した場合に共通の仕組みで給付が受けられます（ただし、市町村から施設等に支払う法定代理受領）。

●市町村を制度の実施主体として位置付け

市町村は、新制度の実施主体として、5年を一期とする子ども・子育て支援事業計画を策定し、計画的に幼児期の教育・保育、地域の子ども・子育て支援を提供します。

●幼児期の教育・保育を一体的に提供

幼稚園と保育所の機能や特長をあわせ持つ「認定こども園」の普及を図り、子どもが幼児期の教育と保育を一体的に受けられる環境を整えます。

本市においても認定こども園の普及に向けて、横浜市子ども・子育て会議等での議論を踏まえて検討を進めています。

●地域の实情に応じた子ども・子育て支援の充実

在宅で子育てをされている方も含めた全ての子育て家庭を支援するため、親子が交流できる居場所や留守家庭児童の居場所の充実など、地域のニーズに応じた多様な子ども・子育て支援を充実させます。

なお、放課後児童クラブについては、対象児童が「概ね10歳未満の児童」から「小学校に就学している児童」へ拡大されるとともに、設備・運営基準について、市が条例で定めることとなります。

◆新制度の施行により、本市の子ども・子育て支援はどうか？

本市では、市民が安心して子育てできる環境の整備をはじめ、「子どもにとって」という視点に立って、子どもの育ちを支援する取組を進めます。

●横浜市が目指す姿と理念

<目指す姿>

子ども・青少年の一人ひとりが自分の良さや可能性を發揮し、豊かで幸せな生き方を切り拓く力、ともに温かい社会をつくり出していく力をはぐくむことができるまち『よこはま』

<理念>

- 子ども・青少年は、未来を創る力である
- 子ども・青少年の持つ力を、大人が関わりを通して最大限引き出す
- 「子ども・青少年にとって」の視点をすべての市民が共有し、地域で子ども・青少年を育てる

●本市が取り組むこと

- ・待機児童対策の継続
- ・子どもの育ちに大きく影響する幼児期の教育・保育の質の維持・向上
- ・学齢期の留守家庭児童への対応の充実
- ・子育て家庭のための地域子育て支援の場や機会の拡充
- ・社会的養護の充実
- ・ワーク・ライフ・バランスの推進 など

新制度では、保育を必要とする子どもだけでなく、在宅での子育て家庭も含めた全ての子ども・子育て家庭のために、乳幼児期から学齢期まで切れ目のない総合的な子ども・子育て支援施策を進めていきます。



施策5

子ども・若者を社会全体で育むまち

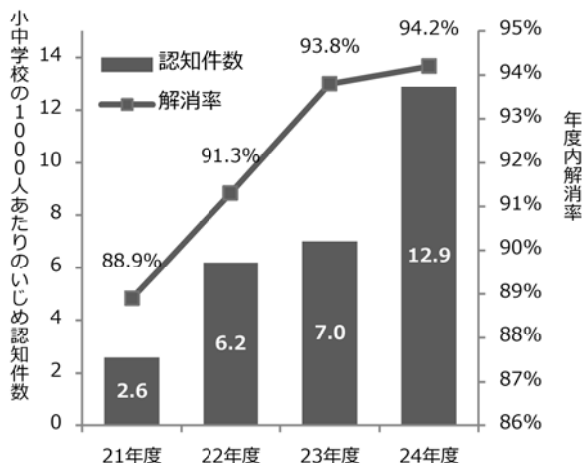
◆**施策の目標・方向性**

- ・子ども・若者が将来に夢や希望を持ち、働くことの意義や尊さを理解するキャリア教育に取り組むとともに、**困難を抱える若者に対し、就労や自立に向けた支援を推進**します。
- ・全ての子ども・若者の周囲に存在する困難やリスクに対し、**社会全体で早期発見・未然防止**に取り組みます。
- ・いじめ、不登校、ひきこもり等、困難を抱える子ども・若者たちを取り巻く様々な課題に対し、**学校や区役所、家庭、地域、関係機関等の連携による組織的な対応**を図り、解決に向けて取り組みます。
- ・地域の教育力を学校運営にいかし、社会全体で子どもを育む取組を推進します。

◆**現状と課題**

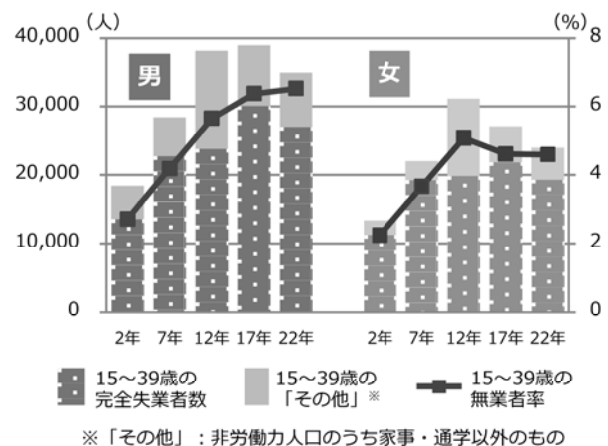
- ・新卒者の就職難、失業率の上昇、雇用の不安定化等により若年無業者の割合が増えるなど、子どもや若者が、将来に夢や目標をもちづらくなっている中で、子どもや若者の健やかな成長と自立に向けて、**キャリア教育や自立支援の取組を充実**する必要があります。
- ・いじめ、不登校、ひきこもり、経済的困窮等、子ども・若者が様々な困難に直面し、または、そのおそれがある場合、その個々の困難等の態様に応じ、**関係機関が連携し、問題発生の未然防止、早期発見・早期対応及び困難克服までの切れ目ない支援**が求められています。
- ・いじめ防止対策推進法（平成25年9月施行）に基づき、本市では、「**横浜市いじめ防止基本方針**」を策定（25年12月）しました。いじめのない社会実現を目指し、今後も市全体で、子どもの健全育成を図る必要があります。
- ・子どもの豊かな育ちを支援するため、学校と地域が連携し、一丸となって地域の子どもたちを育てていくことが求められています。

いじめの認知件数は増加傾向にあるものの、いじめが早期に発見され、重大になる前に解決



(資料：児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査)

15～39歳の若年無業者の割合は増加傾向



(資料：国勢調査)

◆指標

	指標	直近の現状値	目標値 (29年度末)	所管局
1	将来の夢や目標を持っている中学生の割合	71.8% (25年度)	75%	教育委員会事務局
2	若者自立支援機関の ①新規利用者数 ②継続的支援により自立に改善がみられた人数	①2,085人 ②917人 (25年度)	①2,800人 ②1,500人	こども青少年局

◆主な取組（事業）

1	発達の段階に応じたキャリア教育の推進	所管局	教育委員会事務局
<p>幼保小中高まで連続したキャリア教育を推進し、子どもたちが自分らしさを発揮しながら、社会とのつながりを実感するとともに、働くことの意義や尊さを理解し、将来に向けた自分の生き方を見いだしていくことができる力を育みます。</p>			
想定事業量	小中一貫教育推進ブロックでのキャリア教育推進校の指定 18 ブロック/年 【直近の現状値】25年度:4ブロック/年	計画上の見込額	0.2億円

2	学校におけるいじめや不登校等への対応	所管局	教育委員会事務局
<p>いじめ、不登校等に対応するため、児童支援専任教諭を全小学校へ配置するとともに、小・中学校へのカウンセラー派遣を充実します。</p> <p>また、横浜市いじめ防止基本方針に掲げる基本理念のもと、学校と家庭、地域、関係機関等が連携を図り、諸課題の解決及び未然防止に向けた取組を推進します。</p>			
想定事業量	小・中学校へのカウンセラー等の派遣の充実 【直近の現状値】25年度:全小中学校へ派遣を実施	計画上の見込額	62億円

3	子ども・青少年の健全育成に向けた支援	所管局	こども青少年局【区】
<p>多様な人、様々な文化や知識、考え方や自然に触れ、子ども・青少年が健やかに成長できるよう、青少年施設や野外活動センター、プレイパーク等における活動機会、体験プログラムの拡充を図ります。</p> <p>また、青少年の地域活動拠点や身近な居場所づくりを進め、学校・区役所・家庭・身近な居場所・関係機関等のネットワークづくりにより、青少年の交流や体験活動を充実するとともに、青少年を取り巻く困難やリスクの早期発見、早期支援に取り組めます。</p>			
想定事業量	①施設利用者及びプログラム等参加者数 456,700 人/年 ②青少年の地域活動拠点数 18 か所(累計) 【直近の現状値】25年度:①397,577 人/年 ②5か所(累計)	計画上の見込額	9億円

4	困難を抱える子ども・若者への支援	所管局	こども青少年局、健康福祉局【区】
<p>青少年相談センターや地域ユースプラザ、若者サポートステーション、よこはま型若者自立塾において、無業やひきこもりなど困難を抱える若者の自立に向けた個別相談や居場所の提供、社会体験、就労訓練の実施等の相談支援を充実します。</p> <p>また、経済的困窮状態など支援を必要とする家庭に育つ小中学生等に対して、将来の進路選択の幅を広げ、自立した生活を送れるよう学習支援を充実します。</p>			
想定事業量	若者サポートステーション利用者数 4,100 人/年 【直近の現状値】25年度:2,542 人/年	計画上の見込額	26億円

5	学校と家庭と地域との連携の推進	所管局	教育委員会事務局
<p>学校・地域コーディネーターの養成や地域交流室の整備・充実等により、学校支援ボランティア活動を支援し、地域全体で子どもたちを育むことができる取組を推進します。</p>			
想定事業量	学校・地域コーディネーター配置校 244 校(累計) 【直近の現状値】25年度:164 校(累計)	計画上の見込額	2億円

施策6

児童虐待・DV被害の防止と社会的養護体制の充実

◆**施策の目標・方向性**

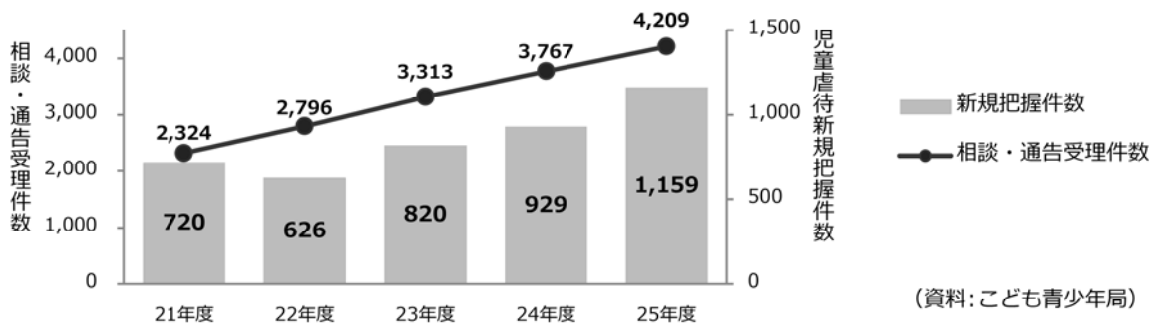
- ・「横浜市子供を虐待から守る条例」の制定(平成26年6月)を踏まえ、児童虐待の未然防止、早期発見、再発防止に至る総合的な児童虐待対策をより一層推進します。
- ・児童相談所・区役所が一体的に対策を進め、幼稚園・保育所・学校・医療機関・警察・児童家庭支援センター・地域関係者等との連携を強化します。
- ・被虐待児の保護や自立に向け、施設の専門的支援機能の強化や家庭的養育環境を整えるなど、一貫した社会的養護体制を充実します。
- ・DV^{*}被害の防止に向け、本市DV相談支援センターや区役所での相談・支援の充実、関係機関との連携促進、相談窓口の周知や若い世代も含めたDVに関する啓発等に取り組みます。

※DV:ドメスティック・バイオレンス(配偶者等からの暴力)

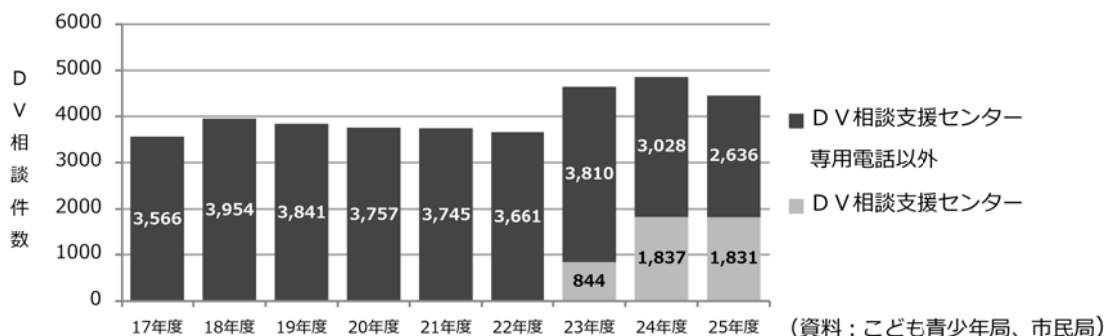
◆**現状と課題**

- ・家庭における経済的困窮や養育能力の低下、疾病、障害等の様々な問題を背景に、**児童虐待の新規把握件数や相談・通告受理件数が増加**しています。
- ・乳幼児期から学齢期の**居所不明児を早期に実態把握**することが求められています。
- ・区役所や児童相談所、学校・警察・医療機関等の関係機関や民生委員・児童委員等地域関係者等の連携により、**児童虐待の未然防止、早期発見・早期対応・再発防止に向けた取組を一層強化する必要があります**。
- ・被虐待児童等に対して支援を行う施設や里親等、家庭に代わり養育を担う社会的養護体制の整備、施設退所後の自立や就労に向けた**切れ目のない支援を充実**させることが重要です。
- ・**配偶者等からの暴力防止及び被害者の保護や自立支援**に取り組むとともに、若い世代に対する啓発等の取組が必要です。

児童相談所における児童虐待の新規把握件数や相談・通告受理件数は増加



23年9月に開設した「横浜市DV相談支援センター」等に寄せられる相談件数の推移



◆指標

	指標	直近の現状値	目標値 (29年度末)	所管局
1	虐待死の根絶	1件/年(25年度)	0件	こども青少年局
2	児童養護施設の入所待ち児童数	198人(25年度)	95人	こども青少年局

◆主な取組(事業)

1	児童虐待防止に向けた取組	所管局	こども青少年局、 教育委員会事務局【区】
	<p>児童虐待による要保護児童等の増加及び深刻化に対応するため、児童虐待防止に関する広報・啓発、関係機関との連携強化、体制の整備・強化、人材育成、組織的対応の強化、支援策の充実、学校等をはじめ地域における児童虐待防止のためのネットワークづくり、居所不明児把握の調査体制の強化や情報共有の仕組みづくりなどを推進し、児童虐待の未然防止から早期発見・重篤化の防止、さらには再発予防に至るまで、児童虐待対策を総合的に進めます。</p>		
想定 事業量	①個別ケース検討会議の開催件数 1,135件/年 ②児童虐待の相談・通告件数 6,500件/年 【直近の現状値】25年度:①897件/年 ②4,209件/年	計画上の 見込額	13億円

2	一貫した社会的養護体制の充実	所管局	こども青少年局【区】
	<p>子育てにおいて支援が必要な家庭に対し、地域で安定した生活が継続できるよう、相談支援や短期預かり等を一体的に行う横浜型児童家庭支援センターや、区福祉保健センター、児童相談所が連携して取り組みます。</p> <p>また、社会的養護を必要とする児童が、家庭的な環境で健全に養育できるよう、児童養護施設や里親等の支援体制や養育環境の整備、児童相談所や児童自立支援施設の機能強化を図るとともに、施設等退所後の自立に向けたアフターケア体制を充実させていきます。</p>		
想定 事業量	①児童家庭支援センターの設置か所数 精査中※1 ※1 26年度に策定する「横浜市子ども・子育て支援事業計画」(仮称)の検討にあわせて設定します。 ②里親家庭等への委託児童数の割合※2 20%(29年度) 【直近の現状値】25年度:①6か所 ②12.1%(84人/694人)	計画上の 見込額	43億円

※2 児童養護施設等の社会的養護を担う施設で生活する児童のうち、里親及びファミリーホームで生活する児童の割合

3	DVの防止、DV被害者の自立に向けた支援	所管局	こども青少年局、市民局 【区】
	<p>「横浜市DV相談支援センター」や関係機関による連携のもと、増加傾向にあり、内容が複雑・多様化する相談への対応や被害者支援、加害者対策、外国籍の女性・子どもへの対応、若い世代も含めた効果的な広報・啓発活動等に取り組みます。</p> <p>また、DVからの緊急避難が必要な母子を保護する母子生活支援施設や、緊急一時保護受入先(シェルター)等の受入体制を確保し、将来の安定した生活に向けた相談や生活訓練などの支援に取り組みます。</p>		
想定 事業量	DVに関する専用電話による相談件数 1,900件/年 【直近の現状値】25年度: 1,831件/年	計画上の 見込額	9億円

施策 12

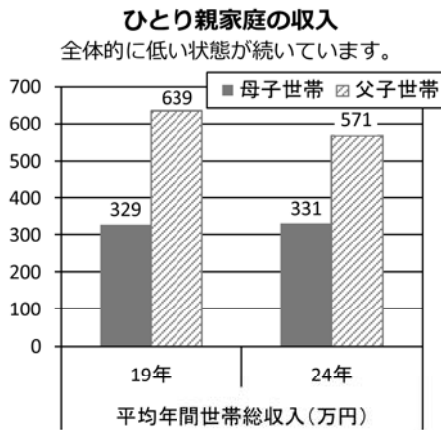
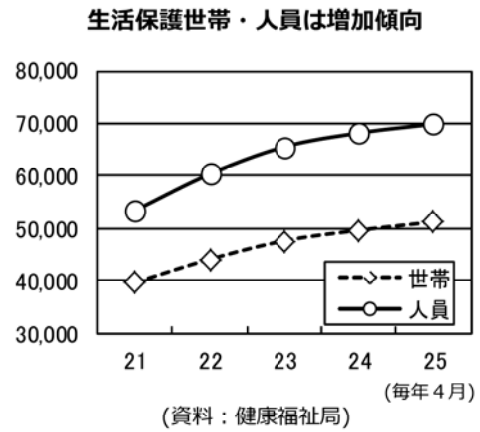
暮らしを支えるセーフティネットの確保

◆施策の目標・方向性

- ・生活困窮に陥った人々が、福祉・雇用・健康づくりなどの複合的支援などにより、**周囲から孤立することなく安定した生活を送ることができる取組を進めます。**
- ・子どもの健全な成長が確保されるよう、**ひとり親家庭の自立を支援し、生活の安定と向上に向けた取組を進めます。**

◆現状と課題

- ・高齢化などに伴い生活保護世帯数は増加傾向が見込まれますが、働く意欲を持つ方に対する**就労支援などを強化していくことが必要です。**
- ・社会経済環境の変化に伴い**生活困窮に至るリスクの高い人々が増えている中で、新たなセーフティネットの構築が求められています。**
- ・ひとり親家庭では、子どもの貧困や「**貧困の世代間連鎖**」などの**社会問題につながっており、複合的な支援が必要**です。



就労支援の強化
被保護者の就労支援を専門的に行う「就労支援専門員」を各区に配置し、就労が実現するよう積極的にサポートしています。

	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
就労支援専門員数	25人	33人	48人	60人	64人
支援対象者数	2,334人	2,789人	3,662人	4,549人	5,088人
就労者数	1,264人	1,563人	1,969人	2,570人	2,960人
保護費縮減額	5.1億円	6.9億円	8.5億円	10.7億円	12.6億円

(資料：「横浜市母子家庭等実態調査」)

(資料：健康福祉局)

寿地区の地域課題の解決に向けた取組（中区）

就労の意思はあっても日雇労働の職歴しかない方や、求職活動の長期化による意欲の低下で就労実現が困難な生活保護受給者を対象に、仕事チャレンジ講座を実施しています。民間団体や地域と連携し、約2か月間の中で生活訓練・社会訓練・就職に役立つ技能習得訓練を一体的に行い、講座を活用した方の約65%が就労に結びついています。また、生活習慣病の方を対象とした看護師によるアウトリーチなど、地域の高齢化に対応した健康支援や介護予防の取組も進めています。



仕事チャレンジ講座の技能習得訓練

◆指標

	指標	直近の現状値	目標値 (29年度末)	所管局
1	生活保護受給者の就労者数	2,960人(25年度)	3,100人	健康福祉局
2	ひとり親家庭の就労者数	314人(25年度)	1,300人 (4か年累計)	こども青少年局
3	生活困窮者支援事業による支援者数	424人(25年度)	2,200人	健康福祉局

◆主な取組(事業)

1	生活保護を受給している方への就労支援	所管局	健康福祉局【区】
働くことができる生活保護受給者に対して就労支援専門員が支援を行うとともに、区役所内に生活保護受給者等を対象にしたハローワークの窓口(ジョブスポット)を設置し、区福祉保健センターとの一体的な就労支援を行います。			
想定 事業量	ジョブスポット設置 全区(27年度) 【直近の現状値】25年度:8区(累計)	計画上の 見込額	13億円

2	生活に困窮している方への自立支援	所管局	健康福祉局【区】
生活保護に至る前段階の生活に困窮している方に対して、早期の自立に向けた包括的・継続的な相談支援を行います。			
想定 事業量	支援窓口の設置 全区(27年度) 【直近の現状値】25年度:モデル実施1区	計画上の 見込額	22億円

3	ひとり親家庭の自立支援	所管局	こども青少年局【区】
ひとり親家庭の自立を支援し生活の安定と向上を図り、児童の健全な成長を確保するため、個々の家庭の状況に応じ、子育てや生活支援、就業支援、子どもへのサポートなど、総合的な自立支援を行います。			
想定 事業量	事業利用者数 5,100人/年 【直近の現状値】25年度:4,627人/年	計画上の 見込額	11億円

4	【新規】生活保護を受給している方への健康支援	所管局	健康福祉局【区】
生活保護受給者に対して、生活状況にあわせた健康情報の提供による健康管理支援の充実などに取り組みます。			
想定 事業量	生活習慣改善相談利用者数 1,710人(4か年) 【直近の現状値】25年度:事業検討	計画上の 見込額	0.1億円

5	寿町総合労働福祉会館の再整備等	所管局	中区、健康福祉局、 建築局
建物の耐震化を図るため、寿地区のまちづくりの方向性に基づいて必要な機能の検討を進め、併設している市営住宅部分も含めた再整備を行います。			
想定 事業量	工事着工(29年度) 【直近の現状値】25年度:基本計画、まちのあり方検討	計画上の 見込額	15億円

施策 14

障害児・者福祉の充実

◆**施策の目標・方向性**

- ・「横浜市障害者プラン」(第2期及び第3期)を着実に推進することで、**障害児・者が地域で生活するためのきめ細かな対応の充実、障害者の高齢化・重度化への対応、また親なき後も安心して地域で生活できる仕組みの構築を進めます。**
- ・**障害者の就労を支援し、雇用を促進する取組を進めます。**

◆**現状と課題**

- ・一人ひとりの障害特性やライフステージに応じた**一貫した支援体制の構築**が必要です。
- ・障害児・者が増加している中で、**相談や移動支援、放課後等の障害児の居場所**など、地域において、家族も含めてその人らしい生活を送れるようになるための**支援ニーズ**が増加しています。
- ・**発達障害のある児童が、安定した成人期を迎えることができるよう、関係機関の連携等による支援を充実**する必要があります。
- ・それぞれの状況に応じて働くことができ、また**継続して働くことのできる社会環境づくり**が必要です。
- ・安心して生活でき、また将来自立した**地域生活を送るための支援が受けられる施設等を整備**する必要があります。

障害者手帳交付者数は増加傾向

	22年度	23年度	24年度	25年度
身体障害者	91,605	94,291	96,114	98,706
知的障害者	20,807	21,864	23,005	24,171
精神障害者	20,912	22,785	24,538	26,475

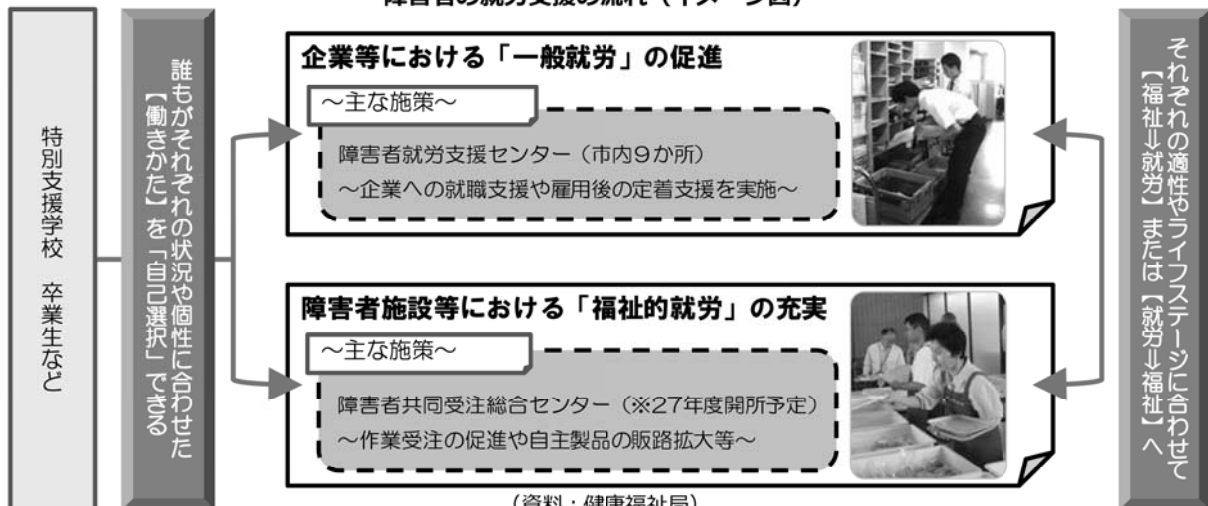
(資料：健康福祉局)

後見的支援制度
障害者本人を中心とした地域での見守りネットワークの構築



(資料：健康福祉局)

障害者の就労支援の流れ (イメージ図)



(資料：健康福祉局)

◆指標

	指標	直近の現状値	目標値 (29年度末)	所管局
1	後見的支援制度登録者があんしんキーパーとマッチングできた割合	49.2%(25年度)	60%	健康福祉局
2	地域療育センターの初診待機期間	3.5か月(25年度)	3.0か月	こども青少年局
3	市内企業(本社登記)における雇用障害者数	8,857人(25年度)	10,000人	健康福祉局

◆主な取組(事業)

1	後見的支援の推進	所管局	健康福祉局
障害者が地域で安心して暮らすために、成人期の障害者を見守り支える後見的支援制度の実施や、成年後見を含む後見的支援の普及啓発を進めます。			
想定 事業量	後見的支援制度の実施区 全区(28年度) 【直近の現状値】25年度:11区(累計)	計画上の 見込額	19億円

2	移動支援施策の推進	所管局	健康福祉局
移動情報センターが、移動に関する情報を一元化して相談・利用調整をワンストップで対応することで、市内のどの地域でも移動の支援を効果的に利用できる取組を進めます。			
想定 事業量	移動情報センターへの相談件数 7,600件(4か年) 【直近の現状値】25年度:930件/年	計画上の 見込額	4億円

3	学齢障害児支援の拡充	所管局	こども青少年局、 教育委員会事務局
学齢期の障害児が、放課後や夏休みなどにのびのびと過ごして療育訓練や余暇支援を受けられる居場所の確保や、中学・高校生年代の発達障害児が、自立した青年期や成人期を迎えられるための相談支援体制を拡充します。			
想定 事業量	放課後等デイサービス事業所数 200か所(累計) 【直近の現状値】25年度:60か所(累計)	計画上の 見込額	5億円

4	【新規】就労支援施策の推進	所管局	健康福祉局、 教育委員会事務局
障害者就労支援センターを中心に、関係機関と連携しながら、障害者や家族、企業側への支援を行います。また、共同受注窓口の設置により、障害者施設等への発注を促進します。市立高等特別支援学校では、一般就労を目指す生徒に対し、実習先開拓や職場定着支援に取り組めます。			
想定 事業量	就労支援センター新規利用登録者 3,600人(4か年) 【直近の現状値】25年度:852人/年	計画上の 見込額	13億円

5	【新規】障害児・者施設の充実	所管局	こども青少年局、健康福祉局、 教育委員会事務局
障害児・者が自立した日常生活を送ることができるように、常に医療的ケアが必要な人の地域生活を支援する多機能型拠点や、重症心身障害児施設など、必要な支援を行う施設を整備・再整備します。また、通学区域を考慮した市立特別支援学校の再編整備のほか、各地域療育センターの状況に応じた機能強化を進めます。			
想定 事業量	①医療的ケアなどで地域生活を支援する多機能型拠点 4か所(累計) ②重症心身障害児施設 3か所(累計) 【直近の現状値】25年度:①2か所(累計) ②2か所(累計)	計画上の 見込額	92億円

財政運営 3

財政基盤の強化 ～財源の安定的な確保～

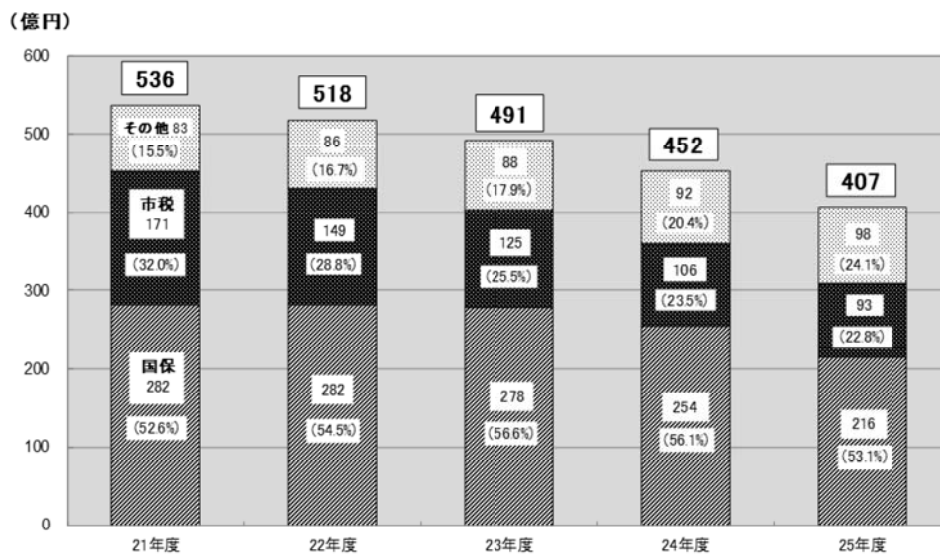
◆目標

- ・ 税務行政の一層適正な推進により、安定的な市税収入の確保が図られています。
- ・ 市民負担の公平性と財源確保の観点から、未収債権の収納率の一層の向上等により、未収債権額（滞納額）のさらなる縮減が図られています。

◆現状と課題

- 市税の賦課徴収の公平性や適正性は、市民から常に求められています。社会保障と税の一体改革など税を取り巻く環境には大きな変化が予定されており、これらに確実に対応していく必要があります。
- 全庁的な未収債権額（滞納額）については、回収促進により縮減してきたところですが、依然として多額となっていることから、未収債権全体のさらなる回収促進とそのノウハウの定着化を進めていく必要があります。

＜滞納額全体の推移＞



＜滞納額圧縮率（対前年度比）＞

21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
▲2.4%	▲3.4%	▲5.1%	▲7.9%	▲10.0%

※一時的かつ特殊な原因により発生している「産廃最終処分場行政代執行費」「東京電力賠償請求金」を除く滞納額。
表示単位未満を四捨五入しているため、合計値等が一致しない場合があります。

◆取組の方向

- 環境変化に即応し、市税の賦課から徴収まで一貫して公平かつ適正な事務を進めることができるよう区局一体となって取り組んでいきます。
- 未収債権を管理する部署において、債権の発生から回収まで、継続的に的確な債権管理を行うことができるよう仕組みづくり等を進めます。

◆指標

	指標	直近の現状値	目標値 (29年度末)	所管局	
1	滞納額※ (一般会計・特別会計合計)	407億円 (25年度)	370億円未満	財政局	
2	収納率 (現年度分と滞納 繰越分の合計値)	国民健康保険料	78.6% (25年度)	84.0%	健康福祉局
		市税	98.5% (25年度)	98.6%	財政局
		介護保険料	96.0% (25年度)	96.5%	健康福祉局
		保育料	94.6% (25年度)	95.8%	こども青少年局
		市営住宅使用料	94.9% (25年度)	95.3%	建築局

※一時的かつ特殊な原因により発生しているものを除く滞納額。

◆主な取組

1	公平かつ適正な税務行政の推進	所管局	財政局 等
	<p>個人住民税の特別徴収※の完全実施や社会保障・税番号制度の導入に向けての確実な対応などにより、一層の公平かつ適正な賦課徴収を行い、市税収入の安定的な確保を図ります。</p> <p>※会社等が毎月の給与の支払いの際に差し引いて納める方法</p>		
直近の 現状値	25年度:特別徴収の割合(約74%)、納税義務者数(約110万人)		
2	滞納発生の未然防止	所管局	財政局、健康福祉局 等
	<p>市税や税外債権について、口座振替など便利で確実な納付手段の利用を促進するとともに、納付機会の拡大(多様化)など納付しやすい環境の整備を進め、市民サービス向上と滞納発生の未然防止を図ります。</p>		
直近の 現状値	25年度:ペイジー収納(市税)、コンビニエンス・ストア収納(国民健康保険料、市税、介護保険料)		
3	早期未納対策の充実	所管局	財政局 等
	<p>主に初期末納者を対象とした電話納付案内センターによる納付案内の対象債権拡大などにより、滞納の早期解決に向けた現年度対策の充実を図ります。</p>		
直近の 現状値	25年度:電話納付案内センターによる納付案内(14債権、約23万件) 現年度分への重点取組(市税:納付書付き督促状の発行等)		
4	未収債権回収促進に向けた体制整備と仕組みづくり	所管局	財政局、健康福祉局 等
	<p>未収債権回収を効果的に行えるよう体制整備を進めるとともに、関係部署の連携や専門人材の活用などにより債権回収ノウハウの定着化を図ります。</p>		
直近の 現状値	25年度:区税務課及び保険年金課運営責任職の相互兼務による連携、私債権等の弁護士への徴収委任		